# 【韓国】家庭内暴力及び児童虐待への対応を強化

海外立法情報課‧藤原 夏人

\*2011年6月29日、韓国国会本会議において、家庭内暴力及び児童虐待への効果的な対応、被害者保護の強化等を定めた「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法一部改正法律案」及び「児童福祉法全部改正法律案」が可決された。前者は同年7月25日に、後者は同年8月4日にそれぞれ公布された。

-----

# 法改正の背景

2010年に女性家族部が実施した「家庭暴力実態調査」によると、昨年1年間の女性の身体的暴力被害率は15.3%であり、これは日本やイギリスの5倍の高率とされる。また、中央児童保護専門機関が公表している児童虐待の被害件数は、2001年の2,105件から2009年の5,685件へと急増しており、児童虐待の約80%が両親からの虐待とされている。女性家族部は2011年5月24日、深刻化する家庭内暴力への対策として、家庭内暴力への初期対応の強化と被害者保護中心の制度改善を掲げた「家庭暴力防止総合対策」を国務会議(閣議に相当)に報告した。同総合対策において女性家族部は、今後の重要推進課題として「緊急臨時措置」、「被害者保護命令」、「被害者対面権(現場に出動した警察官が行為者の意思に構わず住居に立ち入り、直接被害者と対面して被害の状況等を確認し、応急措置等を行うことができる権限)」等の導入に取り組むことを明らかにした。この度「家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法」(以下「特例法」という。)が改正され、同総合対策で打ち出された重点課題のうち、「緊急臨時措置」及び「被害者保護命令」が導入された。概要は以下のとおりである。

# 1. 家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法一部改正法律

## ①緊急臨時措置(第8条の2及び第8条の3)

旧法においても、通報を受けて駆けつけた警察官が「応急措置」(暴力行為の制止、行為者と被害者の分離等)を取ることや、再発のおそれがあると判断した場合は、検事が職権又は司法警察官の申請により「臨時措置」(被害者又は家族の住居又は居室からの行為者の退去、住居、職場等から 100 メートル以内の行為者の接近(電気通信による連絡を含む)の禁止等)を裁判所に請求することが可能であった。しかし、裁判所による臨時措置の決定に 1 週間程度を要し、この間の被害者保護が課題となっていた。今回の法改正による「緊急臨時措置」の導入により、緊急を要する場合は、裁判所の決定の前に、司法警察官が職権又は被害者若しくはその法定代理人の申請により、「臨時措置」に準じた措置を取ることができるようになった。

#### ②被害者保護命令(第55条の2)

被害者又はその法定代理人は「臨時措置」の決定を待つことなく、行為者の刑事手

続とは別個に、直接裁判所に「被害者保護命令」を請求できる制度が新設された。行 為者の隔離等に加え、行為者の親権行使の制限も含まれる。

# ③保護処分等の不履行罪及び過料(第63条及び第65条)

新設された「被害者保護命令」に従わない行為者は、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処せられる。また、臨時措置違反に対しても、正当な理由なく従わない場合は5百万ウォン以下の過料が課される条項が新設された。

# 2. 児童福祉法全部改正法律

特例法は、児童虐待も対象としているが、児童虐待の家庭外も含めた一般的な規定は児童福祉法に置かれている。特例法の改正法案と同じ時に、児童福祉法の全部改正法律案も国会本会議で可決され、児童虐待への対応が強化された。児童虐待を含めた児童の総合的実態調査の実施(第11条)、親権喪失宣告の請求権者の拡大(第18条)、児童虐待通報義務者の拡大(第25条)、虐待行為者の児童保護専門機関職員及び司法警察官吏に対する暴行、脅迫、調査拒否等の行為の禁止の明文化(第26条)、罰則及び過料(第71条及び第75条)の強化等が規定された。

# 今後の展望

今回の特例法の改正により、「緊急臨時措置」及び「被害者保護命令」の制度が実現したが、前述の「家庭暴力防止総合対策」において「緊急臨時措置」、「被害者保護命令」等と共に導入を目指していた「被害者対面権」に関する関連法規の改正は行われなかった。一部で公権力による私生活侵害のおそれも指摘されているが、女性家族部は、表面化しにくい家庭内暴力への対応策として「被害者対面権」を制度化するため、引き続き関係省庁と協議を行う方針である。現在、国会にはハンナラ党キム・ジョングォン議員等により、現場に出動した警察官に「被害者対面権」を与えることを目的とした「警察官職務執行法一部改正法律案」が発議されている。

# 参考文献(インターネット情報はすべて 2011 年 9 月 16 日現在である。)

- ・「가정폭력범죄의 처벌 등에 관한 특례법 일부개정법률안(대안)」(家庭暴力犯罪の処罰等に 関する特例法一部改正法律案(委員会代案)) <a href="http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?">http://likms.assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?</a> bill\_id=PRC\_C1N1Y0X6R2G7A1P6H5P8T3G5Q7G9O1>
- •「아동복지법 전부개정법률안(대안)」(児童福祉法全部改正法律案(委員会代案)) <a href="http://likms">http://likms</a> .assembly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\_id=PRC\_T1S1Q0P6Z2K1W2S1R5Z2E2T3N7X8O5>
- •「경찰관직무집행법 일부개정법률안」(警察官職務執行法一部改正法律案) <a href="http://likms.asse">http://likms.asse</a> mbly.go.kr/bill/jsp/BillDetail.jsp?bill\_id=PRC\_I1Y1R0X6J1T5W1Y9T2N9T0D5Z9V4M1>
- •女性家族部「심각한 가정폭력에 적극 대응,'가정폭력방지종합대책' 마련」(深刻な家庭内暴力 に積極対応。「家庭暴力防止総合対策」準備)『報道資料』2011.5.24. 〈http://www.mogef.go.kr/kor ea/view/news/news/03\_01.jsp〉より